

CENTER FOR PERFORMERS' RIGHTS ADMINISTRATION NEWS



20周年を迎えたCPRA

1993年、実演家著作隣接権センター (CPRA)が社団法人日本芸能実演家団体協議会 (芸団協) に設置されて今年2013年に20周年を迎えました。私は小泉博氏、棚野正士氏の後を継いで CPRA の運営委員会委員長を務めさせていただいています。長く CPRA の運営にかかわってきた者の一人として歴史の重みを感じるとともに今後も新たな気持ちで実演家の権利を守るために力を尽くしていきたいと思います。

芸団協は、2012年4月1日に公益認定を受けて、野村萬会長が提示する「咲き誇る花、深く強き根」を求めるべき組織像として据え、権利者主導の一体となったCPRA事業及び実演芸術振興事業を実施しています。CPRAは現在実演家著作隣接権の財産管理の専門機関として、「深く強き根」を構築するための事業を行っています。

また、独立性、透明性、専門性を理念に、権利者性の高い運営を維持することを目的に一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN及び一般社団法人映像

実演権利者合同機構の権利者4団体による権利者団体会議を設置し、その下に運営委員会を組織しています。現在、運営委員会では、事業者団体と実演家団体の運営委員が、それぞれの立場を尊重し、真摯に議論をして、協力して強固な運営体制をとっています。運営委員会の諮問機関として、専門委員会を設置、事務局スタッフの協力のもと円滑に運営をしています。

2012年6月には、1961年のローマ条約、1996年のWIPO実演レコード条約を経て懸案となっていた視聴覚的実演に関する北京条約が世界知的所有機関(WIPO)で採択され、実演家の権利保護の重要性が国際的にも再認識されました。また現在コンテンツ業界を取り巻く状況が厳しい中、CPRAは順調に運営を続けています。しかしながら、私的録音録画補償金問題をはじめとして、私たち実演家を取り巻く環境は厳しい状況です。CPRAは、デジタルネットワーク化が進む中、実演家が適切な利益還元を受けられるよう、新たな権利獲得を目指し検討を始めています。

生のステージやスタジオでのレコー

ディングなどの活躍の場が少なくなる 一方、多様なメディアでの音楽・映像 を楽しむ機会が増え、音楽・映像の二 次利用に際し、実演家への対価を徴収 分配する CPRA の存在は、益々重要に なってきていると思います。私は、現 役の演奏家としてコンサート、レコー ディング、指導の活動を続けています。 私が CPRA の運営にかかわった初期の ころと比べて周りの実演家の著作隣接 権に対する意識は非常に高くなってい ます。仕事の現場でも演奏家の会話で も話題になる機会が増えています。こ のような状況をふまえて、今後とも関 係諸団体と、一層の協力関係を深めて コンテンツ業界の益々の繁栄を図るこ とが重要です。20周年を迎えたCPRA は益々の発展をめざします。今後とも どうぞよろしくお願いします。

芸団協・実演家著作隣接権センター (CPRA) 運営委員会委員長

崎元 讓
Toe Sakimoto

クフ・ラ ニュース

V D L . 7 D N D V . 2 D 1 3 C D N T E N T S

●巻頭メッセージ

20周年を迎えたCPRA ····· 1

●●特集

徴収業務から振り返る芸団協CPRAの20年の歩み …… 2

MOVEMENT 6

徴収業務から振り返る 芸団協CPRAの20年の歩み

2013年10月、著作権法上の実演家の権利に係る権利処理業務を専門的に行う芸団協 CPRA が設置されて20年を迎えた。この機会に、CPRA newsでは、芸団協 CPRA の歩みをその業務ごとに振り返ってみたい。今回は、使用料・報酬等の徴収業務に焦点を当てる。

芸団協 CPRA 運営委員会副委員長 (二次使用料/貸レコード担当) 上野 博

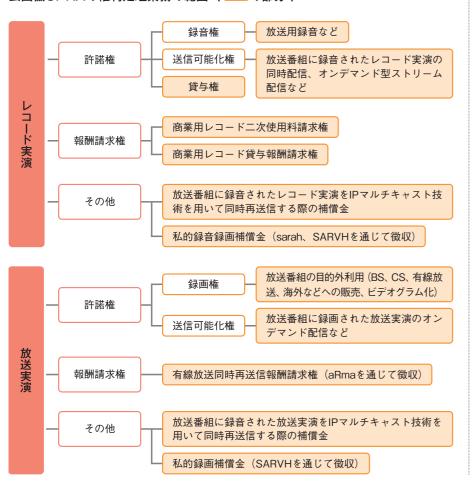
著作権法に定める実演家の権利を有する者がひとつにまとまり、増大する権利処理業務を適正かつ円滑に行い、併せて諸課題の解決に強力に取り組むため、社団法人(現・公益社団法人)日本芸能実演家団体協議会(以下「芸団協」という)、社団法人(現・一般社団法人)日本音楽事業者協会(以下「音事協」という)及び社団法人音楽制作者連盟(現・一般社団法人日本音楽制作者連盟、以下「音制連」という)協力の下、芸団協内に専門機関としてCPRAは発足した。

1998年には「独立性、専門性、透明性」を三つの理念として上記三団体の

協力関係を強くすることにより運営組織の充実を図り、芸団協が公益社団法人に移行した2012年度からは「実演家の権利の委任を受け、実演家の著作隣接権を管理し、または擁護することを主たる業務とする団体」(芸団協定款第40条第3項)、すなわち音事協、音制連、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN及び一般社団法人映像実演権利者合同機構の代表者からなる権利者団体会議を設置し、業務の公正な執行に期して常に権利者に意見を求める体制を整えている。

芸団協 CPRA では、著作権法上実演 家に付与された権利のうち、下表の権

芸団協CPRAの権利処理業務の範囲(の部分)



利について権利処理業務を行っている。 そのうち、芸団協 CPRA が利用者と使 用料等について交渉・合意した上で徴 収している商業用レコード二次使用料 等、商業用レコードの貸与に係る使用 料・報酬及び放送番組の二次利用(レ コード実演を除く)に係る使用料等の 徴収業務についてそれぞれ振り返る。

商業用レコード二次使用料等 徴収業務

音楽CDをはじめとした商業用レコー ドに固定された実演(以下「レコード 実演 | という) を放送、有線放送で利 用した際、放送局等は実演家に二次使 用料を支払わなくてはならない (著作 権法第95条1項。以下「二次使用料」と いう)。この二次使用料を受ける権利 (以下「二次使用料請求権)という)は、 「国内において実演を業とする者の相当 数を構成員とする団体…でその同意を 得て文化庁長官が指定するもの」があ る場合には、その団体のみが行使する ことができる(著作権法第95条第5項)。 そのため、芸団協は1971年にこの団体 として指定されて以降、二次使用料徴 収業務を行ってきた。

二次使用料請求権は、放送メディア の発展とともに請求対象が広がってき た歴史がある。

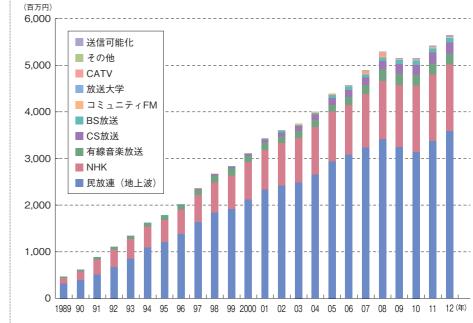
現行著作権法制定当時、二次使用料を支払う放送局等は、地上波放送局及び有線音楽放送局のみだったが、1989年には衛星放送が、1992年にはコミュニティFMが開局し、続々と契約相手も増えていった。

また、有線放送のうち、制定当時に 二次使用料請求権の対象となったのは USENのようなレコード実演を多用す る有線音楽放送のみで、ケーブルテレ ビの有線放送については、二次使用料請求権に権利制限が働いていた。というのも、ケーブルテレビ事業は発足当初、地上放送の難視聴解消を目的とした同時再送信業務を主としており、その経営規模も地上波放送局に比べ小規模なものであったためである。

その後ケーブルテレビは、自主制作 チャンネルや、有料の衛星チャンネル の同時再送信を開始しチャンネルを拡 充する発展を遂げたため、二次使用料 請求権の対象を拡大する著作権法改正 が段階的に行われた。まず、1986年の 法改正により、レコード実演の使用が 増大していた自主制作チャンネルが対 象となった。次に、2008年の法改正に より、放送の同時再送信に係る権利制 限が撤廃されるに至った。このときの 背景として、営利型ケーブルテレビの 事業拡大発展や規制緩和により広域を カバーする巨大なケーブルテレビの誕 生、またIPマルチキャストによる放送 同時再送信の商用化の影響があげられ る。芸団協CPRAは、このような法改 正を契機とし、ケーブルテレビの団体 と交渉を進め、徴収を行うに至ってい 30

放送、有線放送でのレコード実演の 使用に関連して、芸団協 CPRA では、

商業用レコード二次使用料等徴収額の推移



レコード実演の放送用録音及び放送番組をインターネット配信する場合の送信可能化等について著作権等管理業務を行っている。これら放送用録音使用料及び送信可能化権使用料を含めた二次使用料等徴収額は、芸団協CPRAが徴収する使用料・報酬等の総額の実に6割を占めている。

二次使用料等徴収額は芸団協 CPRA 設置当初、7億円程度であったが、現 在では50億円程度と、約7倍まで増加 している。これには、前述の通り徴収 先を拡大したり、管理範囲を拡大した り、あるいはローマ条約に日本が加盟 したことにより洋盤も管理するように なったり、といった要因もある。しか し、それ以上に、使用する楽曲は、、歌 唱したりするアーティストで選ぶこと が多いのだから、レコード実演の価値 は音楽著作物の価値と同等である、と いう考えの下、粘り強く徴収先と交渉

商業用レコード二次使用料等に係る歴史

	放送局等利用者	著作権法	芸団協 CPRA
		有IF惟広	去回肠CFNA
1925~1953年	地上波ラジオ・テレビ開局		
1955年	ケーブルテレビ開局		
1964年	USEN(現社名) 開局		
1971年		放送二次使用料請求権 (施行)	二次使用料を受ける指定団体に(民放 連、NHK、USEN等と契約)
1986年		ケーブルテレビの自主制作チャンネ ルも二次使用料請求権の対象に	
1989年	衛星放送開局		衛星放送協会と契約
1992年	コミュニティFM開局		日本コミュニティ放送協会と契約
1997年		送信可能化権 (施行)	
2006年	ラジオ番組の同時ストリーム開始		送信可能化使用料規程届出
2007年	テレビ番組のオンデマンドストリー ム配信開始	二次使用料請求権に、放送の有線同時再送信も含まれることに (非営利無償は除く)。同時に、IPマルチキャストの放送同時再送信は送信可能化権から補償金請求権に。	
2008年	IPマルチキャスト事業者 (NTT) が地上・BS波の同時配信開始		日本ケーブルテレビ連盟と契約

してきた成果といえよう。特に、芸団 協CPRAが設立され、音事協、音制連 といった放送、有線放送で良く利用さ れているレコード実演に係るプロダク ションを代表する委員が交渉の前面に 立つようになったことで、より交渉の リアリティを増したのではないか、と 自負している。今後は放送・有線放送 だけではなく、インターネットラジオ 等の普及等に備え、レコード実演の送 信可能化の管理拡大についても研究を 進めていきたい。

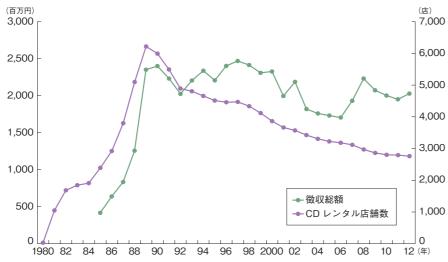
芸団協CPRAの徴収業務は、一般社 団法人日本民間放送連盟、一般社団法 人衛星放送協会など、それぞれ業界団 体がある場合は、使用料額あるいは料 率について交渉の上、団体間合意した 後、それに基づき会員社との間で契約 締結し、支払請求することとなる(日 本放送協会やUSENについては、別途 使用料額等について交渉、合意の上、 契約を締結し、支払い請求する)。そ のため、業種によっては会員社が零細 なために支払が滞ったり、二次使用料 等を支払わなくてはならないという認 識がなかったりする場合もある。また、 ケーブルテレビやコミュニティ放送の 場合、業界団体に加盟していない放送 局も多いため、これらの放送局がどの くらいあるのか実態を把握する必要が ある。それらの非加盟放送局から使用 料等を徴収するにあたっては、まずレ コード実演の利用に際して実演家に対 し二次使用料等を支払う必要があるこ とを周知徹底しなければならない。こ のような業務は受け取る使用料等の額 から見ると、決して「割りのいい仕事」 ではない。しかしながら、実演家に二 次使用料を支払うという著作権法上規 定された制度を実効性のあるものたら しめるためには、文化庁長官から実演 家の二次使用料を受け取る団体として 唯一指定された芸団協としては、あま ねく利用者から徴収するよう努力し続 けることが責務であると考えている。

商業用レコードの貸与に係る 使用料・報酬

芸団協CPRAの商業用レコードの貸 与に係る使用料・報酬徴収業務は、著 作権法が改正され、商業用レコードの 貸与に係る権利が実演家に付与された 1985年に開始された。1980年に初めて 登場した貸レコード店は、若者の支持 を受けて急速にその店舗数を増加させ ていった。貸レコードの普及に伴い、 消費者はレコードを購入する代わりに 貸レコード店から借りて録音するよう になったことから、レコードの売り上 げが下がり、社会問題となった。1985 年、著作権法が改正され、著作者には 貸与権が、実演家及びレコード製作者 には、商業用レコードの貸与に係る排 他的権利*1及び報酬請求権*2が付与 された。商業用レコードが販売されて から1年の間、実演家には排他的権利 である貸与権が付与されるが、それ以 降は報酬請求権となる。この報酬請求 権は、「実演を業とする者の相当数を構 成員とする団体」が文化庁長官に指定 されている場合には、その団体のみが 行使できる。また、貸与権も、権利者 だけでなく、指定団体も行使できる (著作権法第95条の3)。そのため、芸 団協は1986年にこの団体として指定さ れて以降、報酬だけでなく、使用料も 併せて管理してきた。1992年、著作権 法が改正され、外国の実演家にも貸与 に係る権利が与えられたことから、芸 団協CPRAは洋盤の管理も始めている。 2009年には、貸与回数に応じたオンラ インレンタル使用料の徴収を開始して いる。

芸団協 CPRA の商業用レコードの貸 与に係る使用料・報酬徴収額は、2003 年から2006年に一時落ち込んだものの、 徴収方法を、現在の月額固定使用料と サーチャージ使用料との併用方式に変

商業用レコードの貸与に係る使用料・報酬徴収額とCDレンタル店店舗数の推移



商業用レコードの貸与に係る使用料・報酬の歴史

1980年頃	東京・三鷹に立教大学の学生が貸レコード店を開業
1984年6月	「商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措 置法」が施行
1985年1月	著作権法の一部を改正する法律が施行 →著作者には貸与権(26条の3)、実演家及びレコード製作者には商業用レコードの貸与権・貸与報酬請求権を付与(95条の3、97条の3) →実演家及びレコード製作者の貸与に係る権利は、商業用レコードの販売から1年は排他的権利だが、販売から1年を経過すると報酬請求権(著作権法施行令57条の2)
1985年2月	芸団協が商業用レコードの貸与に係る報酬を受ける団体として指定
1985年6月	芸団協と日本レコードレンタル商業組合(現在、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDV-J))との間で合意成立
1992年1月	著作権法の一部を改正する法律が施行 →外国の実演家及びレコード製作者へ貸与に係る権利を付与
2007年12月	月額固定使用料及びサーチャージ使用料による徴収開始
2009年7月	貸与回数に応じたオンラインレンタル使用料による徴収開始

更することで回復し、2009年以降、20 億円程度の水準を保っている。特に 2012年度は音楽CD生産額が14年ぶり に回復したことに伴い、徴収額が前年 度を上回った。

現在、芸団協CPRAでは、CDレンタ ル店から、一店舗当たりの月額固定使 用料と、CDレンタル店が、レンタル CD卸代行店からレンタルCDを仕入れ る際の商品代金に上乗せする形で、什 入れ枚数に応じたサーチャージ使用料 による徴収方法を採用している。

レコード・CDレンタル店の数は、 1989年のピーク時は6.213店舗まで達し たものの、その後減少し続け、2012年 には2.757店舗と半分以下まで落ち込み、 大手二社による寡占が進んでいる。

貸レコードが登場した1980年代に比 べると、CDというパッケージを通じ てではなく、インターネット音楽配信 サービスなどを通じて音楽を聴くとい うように音楽の聴き方は多様化してい る。そのような中で、今後のCDレン タル産業の動向を見据えつつ、芸団協 CPRAがどのように取り組んでいくの かが、今後の課題と言えるだろう。

放送番組の二次利用(レコード 実演を除く) に係る使用料等

放送番組への出演の際に俳優等の実 演家に支払われる報酬は放送許諾の対 価であって、かつ契約に別段の定めが ない限り、通常放送目的外の番組の利 用に係る対価は含まない。したがって ビデオグラム化などの放送以外での二 次利用については、改めて実演家の許 諾が必要になる。そのため、芸団協は 1980年代以降、他の著作権・著作隣接 権集中管理団体と協力し、タンカー乗 組員、海外在留邦人等に視聴させるた めのテレビ番組の録音・録画に関して、 権利処理を行ってきた。1989年からは、 このような零細な利用だけでなく、地上 波放送のビデオグラム化や番組販売に ついても、権利処理業務を行ってきた。

2002年、著作権等管理事業法が施行 され、芸団協 CPRA はレコード実演に 関し著作権等管理事業者となった。俳 優等の放送番組での実演(以下「放送 実演」という) についても一任型管理

放送実演使用料徴収額の推移



※当該年度事業報告をもとに作成したグラフであり、当該年度に発生した使用料総額とは異なる。

業務を行うため、放送局等と交渉を重 ね、2007年4月にようやく著作権等管 理事業を開始した。ところが、著作権 等管理事業者となった際の委任者数が 想定したよりも少なかったため、放送 局から連絡先等不明な実演家の権利処 理が滞り、コンテンツの流通が進まな いとの不満が生まれ、実演家著作隣接 権の許諾が円滑になされないのであれ ば、事前の許諾を必要としない報酬請 求権に切り下げてはどうか、との厳し い意見も出された。そうした中、利用 者、文化庁および芸団協CPRAは、 2008年5月から、後述の裁定制度が導 入されるまでの間、ビデオグラム化や 番組販売する放送番組に出演していた 連絡先等不明な実演家分の使用料を芸 団協 CPRA がいったん預かり、放送局 に代わり不明者の調査を行い、委任勧 誘に積極的に取り組み、コンテンツ流 通の促進に努めた(これら一連の業務 を、以下「過渡的受け皿業務」という)。

2009年、著作権法が改正され、相当 な努力をして権利者を探索しても見つ からなかった場合、文化庁長官の裁定 を受けて、一定の供託金を預けて著作 物を利用するという裁定制度が実演家 著作隣接権にも新たに設けられた。こ れにより、連絡先等不明な出演者が あったとしても、文化庁長官の裁定を 受ければ、放送局は放送番組を二次利 用出来ることになり、芸団協CPRAが 過渡的受け皿業務を行う必要がなく なった。また同年、放送番組の二次利 用に関し、もう一つの動きがあった。

これまで、放送番組の二次利用の申請 窓口は、芸団協CPRAと音事協であっ たため、放送局は二つの窓口に分けて 申請するなど、処理が煩雑であった。 芸団協CPRAは、音事協及び音制連と ともに、利用者からの更なる二次利用 の円滑化の要請に応えるため、一般社 団法人映像コンテンツ権利処理合同機 構 (aRma) を設立した。これにより aRmaは、二次利用の許諾申請の増大 が予想された送信可能化を統一窓口と して受け付けて対応したのである。そ の後、aRmaは送信可能化だけでなく、 ビデオグラム化と番組販売についても 受付業務を行うとともに、放送番組の 有線放送同時再送信報酬の徴収分配業 務を行うこととなった。

芸団協 CPRA が徴収する放送実演使 用料の多くは、放送番組のビデオグラ ム化にかかる使用料だが、昨今ではオ ンデマンド型配信サービスが増えてい ることに伴い、送信可能化に係る使用 料徴収額が急増している。芸団協 CPRAでは、今後も利用形態の変化に 柔軟に対応し、放送番組の二次利用の 促進に資するべく努力していきたい。

- ※1:排他的権利:実演の利用を許諾した り、禁止したりできる権利。
- ※2:報酬請求権:実演が利用された際に、 使用料(報酬)を請求できる権利。実 演の利用を許諾したり、禁止したりす ることはできない。

※本文は、上野副委員長へのインタビューを もとに芸団協 CPRA 事務局が資料追加の上 構成した。

国際著作権法学会(ALAI)が開催

去る9月16日から18日にかけて、コロンビアのカルタヘナにて、ALAIが開催された。本大会では「インターネット上の著作物の普及と管理」をメインテーマとして、以下の諸課題が議論された。

(1) デジタル環境下における著作権の消尽

著作権の消尽については、近年欧米で 重要な判決が出されており、最初のセッションでは主としてこれらの判決を中心 に議論がなされた。

日本の著作権法26条の2第2項では、 適法な第一譲渡により、譲渡権が消尽す ると考えられている。著作者は原則とし て自己の著作物を譲渡により公衆に提供 する権利を有しているが、例えば、購入 者がその書籍を古本屋等に再度販売する 場合には、譲渡権の適用が制限され(譲 渡権が消尽し)、販売は適法となる。

この消尽原則は、諸外国においても物理的な媒体(書籍、CD等)の譲渡に適用される理論であると考えられてきたが、2012年に欧州司法裁判所(CEAJ)は、インターネット経由でダウンロード販売されたデータバンク用ソフトウェアについて、その使用許諾契約が譲渡ではなくライセンス契約であったとしても、無期限の使用権限を与え、複製物の経済的価値に相当する料金の支払いを得ていれば、譲渡権は消尽するとの判決を下した(Used Soft事件)。

この判決については異論が多く、参加者からはインターネットを介した"譲渡"は物理媒体の譲渡とは異なり"再生産 (reproduction)"に該当する、電子書籍のデジタルコピーは市場において新品と完全に競合してしまう、等の批判的な意見が多く出された。

(2) 著作権の集中管理

本セッションでは多くの参加者が、インターネット等を用いて個別の許諾が可能な現状においても、著作権等の集中管理には著作権者と利用者の双方に大きな利点が存在するとして、その重要性を強調した。

この点、世界複製権機構(IFRRO)の Helene Messier 第一副議長は、「集中管理は新しい技術によって引き起こされる 著作権の諸問題を解決する最善の手段である」と述べたうえで、集中管理に係る 重要な点として、権利者全体に奉仕する こと、権利者によって運営されること、 非営利団体であること、特定の権利者に 対して特別な利益を提供しないこと、売 却用の資産を有しないこと、規則に基づ いて運営されること、効率的なサービス を提供すること、等を挙げた。

(3)複数地域にまたがるライセンス

主として「集中管理及び音楽配信のための複数地域ライセンスに係るEU指令案」について議論がなされた。

音楽著作物をインターネット等を用い て国境を超えて配信する場合には、一括 して一つの集中管理団体で手続きをする ことはできず、それぞれの国の団体から 許諾を得るのが原則である。著作権協会 国際連合 (CISAC) は2001年サンディア ゴ合意において、他の集中管理団体に委 任されている外国の著作権についても、 サービス提供者が所在する国の集中管理 団体から許諾を得ることができる「ワン・ ストップ・ショップ | ルールの構築を進 めていた。これに対して欧州委員会は、 "サービス提供者が所在する国"との制限 が集中管理団体の独占的地位を維持し、 自由な競争を阻害するとして、EU競争法 に基づく執行手続等を行ってきた。そし て2012年に指令案を公表し、合法的な音 楽配信サービスの実施に必要な権利につ いては、複数地域に対するライセンスを 含め、権利者がその居住地や国籍に関係 なく、委任する集中管理団体を自由に選 べなくてはならないとした。

この指令案には既に多数存在するEU 域内の集中管理団体を統合する思惑があることが指摘されている。また、サービス 事業者やユーザーにとって利点がある一 方で、競争力のある集中管理団体が他の 集中管理団体を駆逐するため、国ごとの 集中管理実務に支障をきたし、独自性や 文化の多様性が失われるとの批判もある。

(4)技術的な仲介者(媒介者)の責任

まず、技術的な仲介者の責任について 整理が行われ、各国から提出されたレポートに基づき、間接侵害やプロバイダ の責任について法制度の比較がなされた。 続いて早稲田大学の上野教授より、仲介 者の責任についてサービス形態に着目し た検討が加えられた。

さらに欧州での技術的な仲介者の責任 に関して報告がなされ、リーディング ケースである Google France事件と eBay 事件が紹介された (商標権侵害の事例)。 これらの判決によれば、サービスプロバ イダが商品の宣伝または販売に積極的な 役割を果たした場合や、販売の勧誘が違 法であることを認識しながら、これに迅 速に対応しなかった場合には、電子商取 引指令第14条の "ホスティング" により 免責されないことになる。

また、違法サイトの閉鎖または同サイトへのアクセス遮断といった、いわゆる「Site Blocking Order」の問題が欧州でも盛んに議論され、訴訟が行われている旨の報告もなされた。

(5)決済手段または広告提供者の義務

最後のセッションでは、サービスプロバイダのような技術的な仲介者ではなく、 PayPalやVISA、AMEXといった資金決済手段を提供する者や、広告提供者に焦点を当てて議論がなされた。

欧州やアメリカの状況を見ると、海賊 版や違法コンテンツの主戦場は、従来の P2Pファイル交換のようにユーザーが無 償で違法コンテンツをやり取りする形式 ではなく、事業者が違法コンテンツを アップロードする場を提供し、ユーザー に金銭的なインセンティブを与えて、違 法コンテンツのアップロードを募る形式 に変化している。こうした違法サイトを 運営する事業者は多くの場合、著作権法 に基づく執行が困難な国に拠点を設けて いるため、権利者の自力救済に限界があ る。そこで、これらの事業者に資金決済 手段を提供する者や、広告によって直接 資金を提供する者に対して、何らかの責 任を課すべきではないか、との議論が欧 米を中心になされている。

この点に関して参加者から、米国著作権法においてサイト運営に必要不可欠な 決済手段の提供は、同法が規定する「実 質的な寄与」に該当するとの見解や、著 名なクレジット会社が決済手段を提供す ることで、違法サイトに信頼性を与える 効果がある、といった意見が出され、積 極的な対応が望む声が多かった。

今年のALAIのテーマは、昨年に続き インターネットに関連して盛んに議論さ れている分野であり、実演家や芸団協 CPRAにも大いに関連するため、今後も 動向を見守っていきたいと考えている。

(企画部法務課 黒田智昭)

韓国FKMPを迎え「実演家の権利の集中管理に関する研修」を実施

去る9月30日から10月11日に亘り、韓 国音楽実演者連合会(FKMP)からの研 修生を受け入れた。

FKMPと芸団協 CPRA は2010年4月に 双務契約を締結しているが、その際に両 団体間の協力体制の強化ならびに職員の スキル向上を目的として研修を行うこと が合意された、その後毎年、お互いの団 体において研修を実施している。

芸団協 CPRA における研修の第3回目となった今回は、補償金分配チームのチームリーダーKwon Gi Tae (クォン・ギッテ) 氏と海外団体との交渉業務を担当する Choi Jun (チェ・ジュン) 氏の2名を受け入れた。

(1) 芸団協 CPRA における研修

日本における実演家の権利については、 韓国と非常に近いことから理解がさほど 難しくはなかったようであるが、具体的 な業務内容の講義では質問が続出するな ど充実した研修が続いた。

まず契約徴収業務については芸団協 CPRAが苦労している事例等が紹介され ると、個々の事業者との交渉の煩雑さや、 少ない職員数での対応方法について強い 関心を示して熱心に聞き入った。

またFKMPにおいてまだ十分に機能していないといわれている分配や委任者管理の実務については、予定時間を超過するほど質問が相次いだ。

海外業務については海外団体との契約 交渉事例を説明すると同時に、データの やり取りの方法や実際の分配徴収につい て説明すると、まだ海外団体との契約が 2件しかないFKMPとしては今後の交渉 にはずみをつけたいと語った。

なお研修生2人は、芸団協にはCPRA のほかに実演芸術振興事業を行う部署があることを、今回来訪するまで知らなかったという。一法人が実演芸術振興の

ために様々な活動を行っていることに強い関心を示すと同時に、廃校の効率的な利用は韓国にとっても参考になると語った。また近年力を入れている震災復興支援事業についての説明を受けると、文化や芸能が人の心を癒し生きる力になることは間違いないと感慨深げに語ったのが印象的であった。

(2)関係団体訪問等

日本音楽著作権協会 (JASRAC) を訪問 した折には、当初その事業規模の大きさ に驚いていたようであったが、日本各地 に支部を設け使用料徴収のために大変な 苦労をしているという説明を受け、非常 に大きな関心を示した。FKMP側からも、 演奏権使用料の徴収を行ってこそいるが、 現在のところ小規模飲食店などを一軒一 軒回るだけのマンパワーがないことから、 デパート、コンサートホール、スポーツ ジムなど交渉が比較的容易な大手企業の みを対象としているという説明がなされ た。また日本においては規制緩和の一環 としてJASRAC以外の事業者も音楽著作 権の管理が可能となったという現状が報 告されると、韓国国内においても韓国音 楽著作権協会 (KOMCA) が独占的に音 楽著作権の管理を行っているが、韓国政 府から今後は複数団体制を採用するとの 方針が打ち出され、近々KOMCA同様の 管理業務を行う事業者が1団体認可され るであろうとの最新情報も報告された。

著作権情報センター(CRIC)を訪問した折には、想像とは大きく違い、非常にきめ細かで多様な事業を行っていることに感銘を受けた様子であった。特に学校の教員や児童・生徒向けの著作権思想普及に熱心に取り組んでいることなどは韓国においても今後必要な活動だと述べ、CRICの内容を韓国に帰ったら関係機関にしっかり報告したいと語った。またこ

うしたCRICの活動の 支えとなっているもの に私的録音録画補償金 制度の共通目的基金が あることについても大 きな関心を示した。

その私的録音録画補 償金制度に関しては、 韓国では長年ロビー活 動が続いているがいま だ法案の提出に至って いないことから、ぜひ私的録音補償金管理協会(sarah)の講義の時間を設けてほしいとの要望があった。これを受けて今回のプログラムには昨年度同様にsarahの講義時間を組み込んだ。講義の中で日本における導入の経緯、徴収額の推移、現在抱えている課題などの説明が続くと、特に対象機器について関心を示し、日本の課題を踏まえた上で韓国における制度導入を進めていかなければならないと語った。

(3) その他の訪問等

期間中には、上記講義のほか、都内見学バスツアーとして皇居、国会議事堂、浅草、スカイツリーなどを回ったほか、歌舞伎座、テレビ朝日、NHKなどを訪問した。このほか、FKMPとも深い交流があり従前より本研修プログラムを高く評価してくださっている韓国文化院を訪問し懇談した。

(4) 今後の協力体制

本研修では、これまでどちらかといえ ば若手職員の派遣が主だったが、今回は 部長級の職員が参加したことに最初は正 直言って驚いた。

しかしながら研修をすすめ、研修生の 熱心な取組みに触れるうちに、いかにし て芸団協CPRAから実務のノウハウを学 ぼうとしているかが手に取るようにわ かってきた。そして最終日の研修総括の 折にクオン・ギッテ氏が語った言葉が非 常に印象的であった。

「今回研修に参加できて本当によかった。FKMPは芸団協CPRAから分配も受けているが、私はそれがどうやって分配されてきたもので、どうやって権利者に分配していいのかすらまったくわかっていなかった。芸団協CPRAの講義を受けてそのシステムがとてもよくわかった。感謝している。

このように、FKMPはまだ設立間もない団体ということもあり、実務面、特に徴収分配のシステムが確実に整備されているとは言い難い。本研修がFKMPにとって、ひいてはFKMPの委任者一人一人にとって利益をもたらすものとなるよう、芸団協 CPRAとしてこれからも可能な限り有意義な研修を続けていきたいと考える。

(分配業務部海外業務課 小島京古)



INFORMATION

一般社団法人 放送コンテンツ海外展開促進機構設立

去る9月27日に「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構 (Broadcast Program Export Association of Japan、略称BEAJ)」の設立発表会が開催された。同機構は、昨年度から総務省で行われていた「放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会」の提言を受けて、平成25年8月23日に設立された一般社団法人である。

この機構の主たる目的は、放送コンテンツを軸にして広がる日本の食、文化、製品、サービス等の一体的な海外展開を早期に実現

するために、製造業や食、観光といった周辺 産業と連携しながら、新興国を中心に放送コ ンテンツの市場拡大、放送文化の発展、日本 への理解・関心の向上を図ることで、官民一 体となってクールジャパン・ビジットジャパ ン戦略等に基づく成長促進に寄与することに ある。

設立時の社員および理事は放送事業者を中心に流通、広告、権利者団体等によって構成されており、芸団協CPRAからは椎名運営委員が理事として参加している。

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の動向

文化審議会著作権分科会第38回において、審議事項を「著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関すること」として、法制・基本問題小委員会の設置が決定された。これまで3回開催されている。

本委員会における、議論の概要は以下の通り。 【第1回:6月17日開催】

本委員会の主査として、土肥一史氏(日本大学大学院知的財産研究科教授)が選任された。その後、今年度の本委員会の検討課題例として、知的財産政策ビジョンで示された、①クラウドサービスの促進に向けた環境整備、②私的録音録画補償金制度の見直し、③コンテンツの海外展開のための権利処理円滑化などが挙げられた。これを受けて様々な意見が出されたところ、①および②について、速やかに検討すべきであるとの意見が多数を占めた。また、クラウドサービスと私的録音録画補償金の問題は、別個のものではなく、関連性を十分に認識して議論を進めていくべきだとの意見が出された。

【第2回:8月7日開催】

クラウドコンピューティングに関する著作権法上の課題について、実態及び要望を把握するため、IT企業や利用者団体などを対象とするヒアリングが実施された。全体として、クラウドという技術革新により、ユーザーにさらなる利便性を提供できる時代がきたが、これらのサービスにつき現行著作権法上、著作権侵害を問われる懸念があり、ビジネスが萎縮しているので、この問題解決を検討してほしいという要望が多かった。ヒアリングを受けた意見交換では、「クラウドサーバーが公衆設置自動複製機器として、著作権法第30条1項1号の適用を受ける事態は防ぎたいという点はコンセンサスがあるのでは

ないか」、「諸外国の権利制限規定を参考にする際には、局所的に抜き出すのではなく、法全体として、当該規定を検討すべきである」、「クラウドコンピューティングに関し、権利制限を新設するのであれば、一定の場合に対価の還元をすべきである」といった意見が出された。

【第3回:9月12日開催】

第2回に引き続き、クラウドコンピューティングに関する著作権について議論された他、諸外国の法制度紹介を含め、裁定制度の在り方等について議論がされた。また、議論の中で、私的録音録画補償金の在り方について検討するWGを設置してはどうかという意見が複数出され、土肥主査が持ち帰って検討することとなった。

【お詫びと訂正】前号CPRAnews P7「音楽議員連盟開催~文化芸術振興議員連盟の改称~」の記事において、誤りがありました。正しくは以下のとおりです。

- (誤) 文化芸術議員連盟
- (正) 文化芸術振興議員連盟

ここに修正しますとともに、謹んでお詫び申 し上げます。



CPRAは、関係団体とともに、 文化を大切にする社会の実現を求め 活動しています。

http://www.culturefirst.jp/

COLUMN/ESSAY

松武秀樹

一般社団法人 演奏家権利処理合同機構MPN副理事長 芸団協CPRA運営委員

本誌巻頭メッセージにあるとおり、芸団協CPRAは今年10月に設置20年を迎えました。CPRAnewsも早いもので70号を数えるまでとなりました。発行当初から、CPRAnews編纂に携わってきた者としては、感慨深いものがあります。

21世紀を目前とした2000年7月に発刊し、 当初はほぼ毎月発行していました。翌年に はホームページが開設されました。そのた め、ニュース性の高い記事については双方 向性、即時性に優れたホームページに譲り、 CPRAnewsは実演家特有の問題を掘り下げ た内容を中心に、隔月の発刊となりました。 そして、2003年には内容を一新し、関係団 体、関係省庁だけでなく一般ユーザーも含 めたより広い視野に立った誌面構成を心が けるようになりました。ちなみにこのコラ ム/エッセイ欄は、このときのリニューア ル、すなわち23号からで、芸団協CPRA運 営委員を中心に日頃感じていることや将来 に向けた考えなどをエッセイ風に綴っても らうようになったのです。そして記念すべ き第1回は、私、松武が書かせていただき ました次第で…。なお、現在のデザインは、 2010年5月、発行10年を迎える節目に一新 したものです。文字も大きく、カラーとな り、見やすくなったのではないかと自負し ております。

過去の資料をひもとけば、CPRAnews発行にあたって、次のことを目指していました。①芸団協CPRAの名称、呼称を徹底して広報すること、②特集ページで実演家が直面する権利問題を浮き彫りにすること、③国内外の実演家にまつわる話題、ニュースを迅速に集めること、④芸団協CPRAのあらゆる行動を正確に伝えること、⑤芸団協CPRAを取り巻く団体や企業の情報を集め、そのネットワークを紹介すること。今のCPRAnewsがこれらをどれだけ達成できているか振り返りつつ、芸団協CPRAの過去、現在、そして未来を正確に、わかりやすく伝える広報誌とするよう100号、200号を目指してがんばっていきたいと思います。

CPRA Dews vol.70 通巻70号 2013年11月1日発行 発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター(CPRA)

〒 163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614 http://www.cpra.jp

